

令和2年(2020年)分 確定申告について

所得税申告・納付期限 ～ 3月15日(月)
消費税および地方消費税 ～ 3月31日(水)

令和2年(2020年)分の確定申告が2月16日(火)より始まります。
個人事業主の方の所得税確定申告において、青色申告特別控除額が65万円から55万円に改正されます。ただし、e-Taxによる電子申告を行うと、引き続き65万円控除を受けることができます。つきましては、電子申告が間に合うように早目のご用意をお願いします！

安来市商工会 税務相談日

● 広瀬本所 / 3月4日(木)・11日(木) ● 伯太支所 / 3月10日(水)

いずれも午後1時～4時までです。密を避けるため、事前予約をお願いします。

☎ 広瀬本所 32-2155 ☎ 伯太支所 37-1154

※商工会でのe-Tax送信は11日が最終です。

商工会に持ち込みをされる際にお願したいこと

- 税務署から届く「確定申告のお知らせ」ハガキを忘れずに！
(ハガキの中には申告に関わる重要な情報・お知らせが載っています。)
- 記帳機械化をご利用の皆様へ、12月までの帳簿がまだの事業所は早急に持ち込みください。
また、控除証明など、添付書類の洩れがないように準備をお願いします。
(この時期は特に商工会に帳簿が集中します。日計表の入力が遅くなると、電子申告が間に合わなくなります！)
- 医療費控除を受ける方は、必ず「明細書」の作成をお願いします。
(「医療費の領収書」の添付または提示だけでは申告はできません。ご注意ください。明細書の作成の際、市町村から届く「医療費のおしらせ」通知があると記入の一部を省略できます。)

確定申告をくまびきメッセなどの 申告会場でされる場合

各会場への入場には「入場整理券」が必要になりました。当日受付もしくは事前予約となります。

- 【注意！】
- 今年は受付人数が制限されます。
 - 事前予約をおすすめします。
 - 当日受付は受付順になります。

新型コロナウイルス感染リスク軽減

1 密を作らない

感染症防止の観点から確定申告会場の混雑緩和のため会場への入場には「入場整理券」が必要です。

2 入場整理券

入場整理券は、各会場で当日配付。LINEから、事前発行もできます。
*国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちらから！



*令和3年1月中旬から運用開始

新型コロナウイルス感染症等の影響に 関連する助成金などの取り扱いについて

消費税については、課税対象とされる取引には該当しません。(不課税取引)

所得税については、課税と非課税に分けられるものがありますのでご注意ください。

(下記一覧表をご覧ください)

所得税	助成金の名称	申告上の取扱い
課税	持続化給付金 (事業所得者向け)	事業所得等の 収入金額
	家賃支援給付金	
	雇用調整助成金	
非課税	特別定額給付金	申告不要

詳しくはこちら ⇒

イータックス 検索



雇用調整助成金 特例措置の延長について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置が令和3年2月28日まで延長されました。(令和3年1月20日現在)

雇用調整助成金とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、休業を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

◆特例措置のポイント

- 売上要件：1か月で5%以上の売上減少
- 助成率：最大10/10(解雇を行わず雇用を維持した場合)
- 上限額：1人日額15,000円
- 計画届の提出：不要

★支給対象となる事業主

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 1か月間の売上が前年同月比5%以上減少している
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

★助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます)

お問合せ先

ハローワーク安来 0854-22-2545
または
島根労働局職業安定部 助成金相談センター
0852-20-7029

新入会員紹介

(令和2年3月～令和2年9月理事会承認分)

まいもん工房 (農産加工業) 中村一人 広瀬町東比田	田辺里志 (大工業) 広瀬町上山佐
ジブラルタ生命(株) (生命保険業) 梶岡史生 安来市黒井田町	的川佳奈子 (デザイン業) 広瀬町上山佐
喫茶燈 (飲食業) 遠藤なつ美 伯太町東母里	Ton-Ton (家具製造業) 大谷俊行 伯太町井尻

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費：一人月額1,000円(年間12,000円)
◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。

- ニュース掲載ツアー 1,000円～10,000円割引
- 永年勤続 5,000円～10,000円給付
- 健康診断6,000円補助
- 忘新年会2,000円補助
- 割引指定店5%以上割引
- ツアー2,000円割引
- 隠岐汽船1,000円割引
- お食事割引券 1,000円プレゼント
- 熟年夫婦旅行 10,000円補助
- インフルエンザ予防接種 600円補助
- 祝い金・見舞金等給付
- 各種チケット購入補助

「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852) 28-6555

令和3年4月1日から「総額表示」が義務付けに

値札、チラシ広告等の価格表示は総額表示の義務化対象になります!

令和3年3月31日に総額表示義務の特例期間が終了し、4月1日から総額表示が義務付けされます。

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。

令和3年4月1日以降は、「総額表示」の正しい表示が必要となります。
商品の値札や広告等は、支払総額で記載して下さい。

具体的な表示例(標準税率10%適用の場合)

- 11,000円
- 11,000円(税込)
- 11,000円(税抜価格10,000円)
- 11,000円(うち消費税額等1,000円)
- 11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や店内掲示、チラシあるいは商品カタログにおいて、「あらかじめ」価格を表示する場合を対象としていますので、見積書、契約書、請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

子育てしやすい職場づくり、 出産後の復職に取り組む 企業を応援します 事業者へ奨励金を支給いたします

島根創生
SHIMANE SOUSEI

奨励金
20万円
または
10万円、40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

<p>出産後 職場復帰奨励金</p> <p>令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合</p> <p>●労働者30人未満の事業所 新規支給事業所の1人目のみ</p> <p>奨励金 20万円/人</p> <p>左記以外 10万円/人</p> <p>支給要件 ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと</p>	<p>令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合</p> <p>●労働者30人未満の事業所 産後復職した労働者の休業期間が</p> <p>奨励金 40万円/人</p> <p>①育児休業17ヶ月以上 ②育児休業3ヶ月以上17ヶ月未満 ③育児休業3ヶ月未満または産休のみ</p> <p>20万円/人 10万円/人</p> <p>支給要件 ・労働者数50人未満の、島根県内の事業者(本支店、営業所等) ・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと</p>
<p>子育てしやすい 職場づくり奨励金</p> <p>令和3年3月31日までに制度を導入、かつ令和4年3月31日までの申請について</p> <p>奨励金 20万円</p> <p>上限額 40万円</p> <p>1制度導入 ※1事業所につき支給要件のA、イそれぞれ1回限り</p> <p>支給要件 ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) 次のA・イの制度を令和2年度内に導入し、令和2年度内または令和3年度内に一定の利用実績があること A 時間単位の有給休暇制度(対象)18歳までの子どもがいる労働者(性別は問いません) イ 短時間勤務制度(3歳未満を除く)(代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ)(対象)小学6年以下の子どものいる労働者(性別は問いません)</p>	

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

商工会へお気軽にご相談下さい

安来市商工会では、資金繰りや経営改善など会員の皆様が抱える様々な経営に関する相談に対応しています。

また、「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置し、経営支援や各種補助金、助成金制度等の申請手続き支援を展開しています。

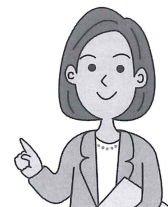
どんなに小さなことでもよろしいので、遠慮なく安来市商工会までご連絡下さい。

具体的には……

- ◆ 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等
- ◆ 島根県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」等
- ◆ 令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金」等
- ◆ 専門家派遣事業「事業継続力強化アドバイザー派遣事業」等
- ◆ 国、島根県、安来市等が実施する各種企業支援施策等

その他の緊急経済対策は随時更新されていますので、詳細な情報、その他各種支援施策につきましては、経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」、島根県商工会連合会HP、安来市商工会HP等を参照下さい。

- 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
- 島根県商工会連合会
<http://shoko-shimane.or.jp/>
- 安来市商工会
<http://yasugi.shoko-shimane.or.jp/>



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

1 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

2 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

3 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211